品川区障害福祉サービス等職員居住支援手当の支給に係る補助事業について

品川区福祉部障害者支援課障害者支援係

令和８年９月

品川区障害福祉サービス等職員居住支援手当の支給に係る補助事業（事業概要）

事業目的

- ✓ 福祉・介護職員の給与水準が他業種と比較して低いことや、住宅コスト等が高いという都心部の地域特性を考慮した福祉・介護職員の処遇改善が必要
- ✓ 品川区として対策を充実・強化し、一刻も早く介護業界からの人材流出に歯止めをかける

 ➡ 国による介護報酬等の見直しが講じられるまでの間、品川区が居住支援手当を支給

事業概要

【対象職種】

障害福祉サービス等事業所に勤務する福祉・介護職員

【対象者】

常勤および非常勤職員（所定労働時間が週 20 時間以上または月８０時間以上）

【居住形態等の要件】

居住形態・所有形態は問いません

【手当額】

月額１万円

【事業の概要】

福祉・介護職員の処遇改善のため、国が必要な見直しを講じるまでの間、区では生活の基盤である住居費などが高いことに着目し、居住支援手当を支給する事業者を支援

- 福祉・介護職員の処遇の改善を目的とし、月額１万円を支援します。
- 通常の住宅手当とは違い、**居住の形態にかかわらず、一定程度福祉・介護の仕事をしている職員はすべて対象**となります。
- また、**既存の手当に充当することは認められません。**必ずあらたに「品川区障害福祉サービス等職員居住支援手当」を創設し、支給してください。

【対象事業所】

区内の障害福祉サービス等事業所（※）であり、下記に記載する事業所

※品川区が介護給付費等の支給決定をした区民に対して障害福祉サービスを提供している事業所に限ります。

1	居宅介護	19	放課後等デイサービス
2	重度訪問介護	20	居宅訪問型児童発達支援
3	同行援護	21	保育所等訪問支援
4	行動援護	22	福祉型障害児入所施設
5	重度障害者等包括支援	23	医療型障害児入所施設
6	生活介護	24	計画相談支援
7	施設入所支援	25	地域移行支援
8	短期入所	26	地域定着支援
9	療養介護	27	障害児相談支援
10	自立訓練	28	移動支援事業　※
11	就労移行支援	29	地域活動支援センター機能強化事業　※
12	就労継続支援Ａ型	30	日中一時支援事業　※
13	就労継続支援Ｂ型	31	重度障害者等就労支援特別事業　※
14	就労定着支援	32	重度障害者大学等修学支援事業　※
15	就労選択支援　R7.10.1 以降　※	33	児童発達支援センター事業のうち障害児および障害を有する可能性がある児童に係る相談、指導および助言に関する事業
16	自立生活援助		
17	共同生活援助		
18	児童発達支援		

「※」の事業については、「申請の手引き＜交付申請編＞」16 ページを必ずご一読ください。

【対象職種・条件】

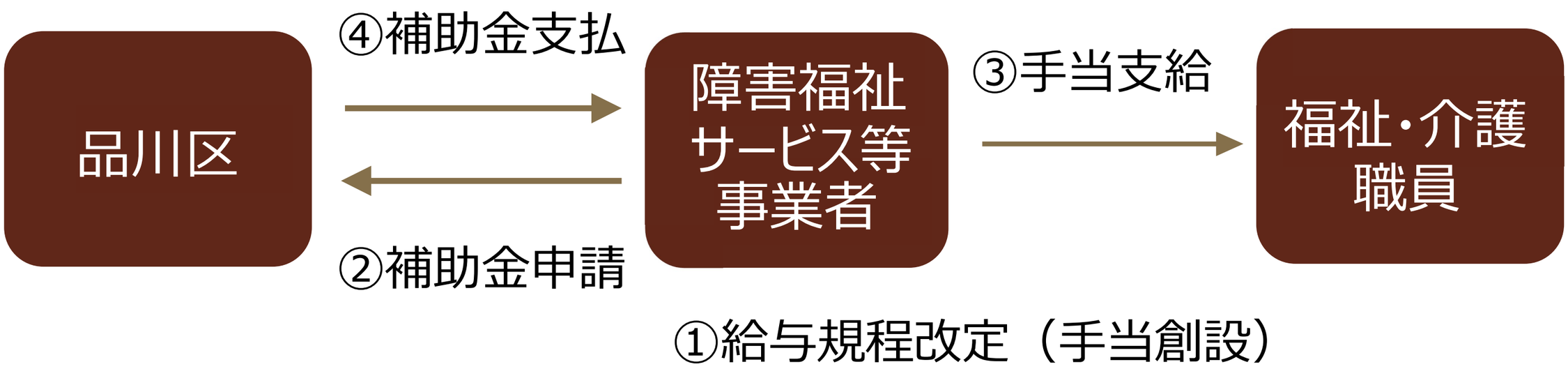
直接支援および相談支援の業務に従事する職員（ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員、相談支援専門員等）、サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者

- 対象は常勤職員及び非常勤職員です。**所定労働時間または実労働時間が週 20 時間以上または月 80 時間以上**の職員で、上記対象職種の職務として人員配置されていれば、対象となります。
- **役員（法人代表者を含む）**についても、週 20 時間以上または月 80 時間以上、上記対象職種の職務として人員配置されていれば、対象となります。

【事業イメージ】

まず給与規程（就業規則）を改定してから品川区に補助金を申請

申請の際には改定した給与規程の添付が必要



※補助金の支払いは翌年２～３月頃の予定のため、手当支給の際は一旦立替払いをする必要があります。

【手当の創設】

補助金の申請には、まず「品川区障害福祉サービス等職員居住支援手当」を創設し、給与規程（就業規則）に記載、労基署への届け出が必要

- 手当名は**「品川区障害福祉サービス等職員居住支援手当」**として下さい。また、区の補助条件に沿った手当だと分かるよう**「品川区障害福祉サービス等職員居住支援手当の支給に係る補助事業実施要綱」に準拠して支給する**旨を記載して下さい。
- 当該事業の対象者以外の対象（福祉・介護職員以外の職種等）に独自に支給する場合は、区の手当とは別の名称の手当により支給してください。

【手当の創設】

〈給与規程の記載例〉

第○条（品川区障害福祉サービス等職員居住支援手当）

「品川区障害福祉サービス等職員居住支援手当の支給に係る補助事業実施要綱」の運用に準拠し支給するものとする。この手当の支給は「品川区障害福祉サービス等職員居住支援手当」の交付対象となる期間とする。

２．この手当の支給額は次による。

「品川区障害福祉サービス等職員居住支援手当の支給に係る補助事業実施要綱」第４条（４）に当たる支給額 １０，０００円

※あくまで記載例になりますので、文言は法人内でご検討ください。

【補助金の支払い方法】

補助金は手当の支給予定分※を翌年 2～３月頃に支払い、５月末までに、実際の支給額に応じて精算・返金が必要

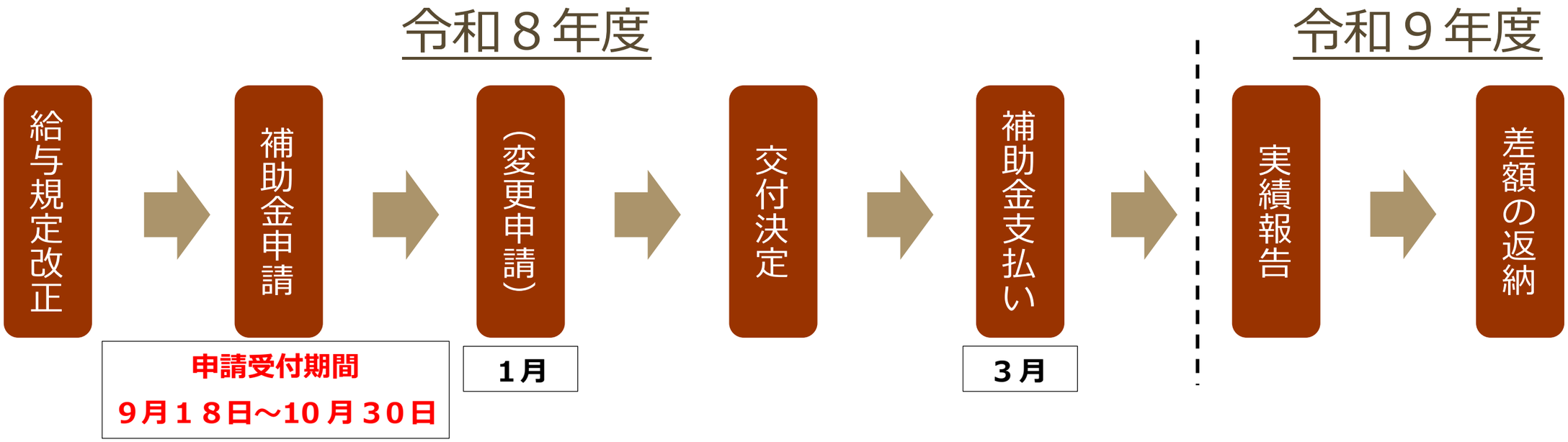
- 補助金はその年度の手当の支給予定に基づき申請します。審査後、**支給予定額およびその金額の１５％（社会保険料事業者負担分相当）**が翌年 2～３月頃に支払われます。
- 実際の手当の支給額が確定したら、翌年度４月に実績報告を提出し、余った金額の返金が必要になります。

※この手当を含む３月給与が４月に支払われる場合、本年度の補助対象にはなりません。本年度末（翌年３月３１日）までに支払われた分までの経費が補助対象経費です。

【申請スケジュール】

補助金の申請受付は９月１８日から１０月３０日まで

補助金は４月分に遡及して申請可



- 申請は９月１８日から受け付けますが、４月分から申請できます。
- 変更申請が必要な場合は、令和８年１月に受け付けます。
- 申請は法人ごとに行ってください（事業所ごとではありません）。